

○学校教育法

平成二十九年一月一日以降有効な旧規定

改正法令 覧

・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に關する法律（平成二八・五・二）**法四七**）
本則五條（平成一九四・一施行）

第二條【学校の設置者、国立・公立・私立学校】① 学校は、国

（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）**第二條**第一項に規定する国立大学法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構を含む。以下同じ。）地方公共団体（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）**第一項**に規定する公立大学法人を含む。次項において同じ。）及び私立学校法**第三條**に規定する学校法人（以下学校法人と称する。）のみが、これを設置することができる。

② 略

第四條【設置廃止等の認可等】① 柱書略

一 略

二 市町村の設置する高等学校、中等教育学校及び特別支援学校、都道府県の教育委員会

三 略

③ 略

④ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）**第二百五十一條**の十九第一項の指定都市（**第十四條**第三項において「指定都市」という。）の設置する高等学校、中等教育学校及び特別支援学校については、**第二項**の規定は、適用しない。この場合において、当該高等学校、中等教育学校及び特別支援学校を設置する者は、同項の規定により認可を受けなければならないとされている事項を行うときは、あらかじめ、都道府県の教育委員会に届け出なければならない。

⑤ 略

第五四條【通信制課程】①② 略

③ 市（指定都市を除く）町村の設置する高等学校については、都道府県の教育委員会、私立の高等学校については、都道府県知事は、高等学校の通信制の課程のうち、当該高等学校の所在する都道府県の区域内に住所を有する者のほか、全国的に他の都道府県の区域内に住所を有する者を併せて生徒とするものその他政令で定めるもの（以下この項において「広域の通信制の課程」という。）に係る**第四條**第一項に規定する認可（政令で定める事項に係るものに限る。）を行うときは、あらかじめ、文部科学大臣に届け出なければならない。都道府県又は指定都市の設

置する高等学校の広域の通信制の課程について、当該都道府県又は指定都市の教育委員会がこの項前段の政令で定める事項を行うときも、同様とする。

④ 略

第二三〇條【専修学校の認可】① 国又は都道府県が設置する専修学校を除くほか、専修学校の設置者は、その設置する専修学校は、一般課程の設置廃止を含む、設置者の変更及び目的の変更は、市町村の設置する専修学校にあつては都道府県の教育委員会、私立の専修学校にあつては都道府県知事の認可を受けなければならない。

②④ 略

第二三一條【専修学校の名称等の届出】国又は都道府県が設置する専修学校を除くほか、専修学校の設置者は、その設置する専修学校の名称、位置又は学則を変更しようとするときその他政令で定める場合に該当するときは、市町村の設置する専修学校にあつては都道府県の教育委員会に、私立の専修学校にあつては都道府県知事に届け出なければならない。

第二三二條【準用規定】① 第五條、第六條、第九條から第十二條まで、第十三條第一項、第十四條及び第四十二條から第四十四條までの規定は専修学校に、第四五條の規定は専門課程を置く専修学校に準用する。この場合において、**第十條**中「大学及び高等専門学校にあつては文部科学大臣に」とあるのは「都道府県知事に」と、同項中「**第四條**第一項各号に掲げる学校」とあるのは「市町村の設置する専修学校又は私立の専修学校」と、同項各号に定める者とするのは「都道府県の教育委員会又は都道府県知事」と、同項**第二号**中「その者」とあるのは「当該都道府県の教育委員会又は都道府県知事」と、**第十四條**中「大学及び高等専門学校以外に市町村の設置する学校については都道府県の教育委員会、大学及び高等専門学校以外の私立学校については都道府県知事」とあるのは「市町村の設置する専修学校については都道府県の教育委員会、私立の専修学校については都道府県知事」と読み替へるものとする。

② 略